

別表第1（第4条関係）

補助対象事業区分		内容	経費区分	補助対象経費	補助上限額	補助率	事業期間
国内事業申請枠	1 営業力強化推進事業	(1) 計画の実施に必要な新事業動向等調査事業 (2) 展示会の開催又は見本市への参加 国内各地において行う販路開拓のための展示会への参加 (3) 販路開拓指導等 ア 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び指導 イ 新商品等の販路開拓等のための広報事業 ウ 品質表示（品質保証表示等を行う事業を含む。）事業 (4) 営業代行を活用した販路開拓、外商拡大 (5) シェアオフィス（貸しオフィス）を活用した営業拠点の設立、販路開拓 (6) 営業活動に係るクラウドサービスを活用した効率化、販路開拓 (7) その他営業力強化推進事業として適当と認められる事業 (産業財産権の取得、大学等への委託による既存製品のエビデンス取得を含む)	謝金	専門家謝金	上限200万円 (ただし、国内事業申請枠については150万円) 下限10万円	1/2以内	1年以内
			旅費	専門家旅費及び職員旅費			
			諸費	会場借料、出展小間料（小間装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料）、通信運搬費、雑務費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料、通訳料、資料購入費、ホームページ・ECサイト作成費、動画作成費、賃借料（シェアオフィス、貸しオフィス）、使用料（クラウドサービス利用費等）			
			委託費	営業力強化推進事業の実施に必要な取組を委託する経費（営業代行、エビデンス取得、産業財産権の取得等）			
	2 人材養成・人材確保事業	(1) 計画の実施に必要な経営、技術に関する研修等であって構成員及びその後継者並びに従業員等を対象とするもの (2) 計画の実施に必要な人材を確保するために行う事業 (3) その他計画の実施に必要な人材養成・人材確保事業として適当と認められる事業	謝金	専門家謝金及び実習企業謝金			
			旅費	専門家旅費、職員旅費及び研修旅費			
			諸費	会場借料、出展小間料（小間装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料）、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、教材費、消耗品費、雑務費、原稿料、受講料、翻訳料、通訳料、広告宣伝費、ホームページ作成費、動画作成費			
			委託費	人材養成・人材確保事業の実施に必要な取組を委託する経費			
海外事業申請枠	3 営業力強化推進事業	(1) 計画の実施に必要な新事業動向等調査事業 (2) 展示会の開催又は見本市への参加 海外において行う販路開拓のための展示会への参加 (3) 販路開拓指導等 ア 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び指導 イ 新商品等の販路開拓等のための広報事業 ウ 品質表示（品質保証表示等を行う事業を含む。）事業 (4) 営業代行を活用した販路開拓、外商拡大 (5) シェアオフィス（貸しオフィス）を活用した営業拠点の設立、販路開拓 (6) 営業活動に係るクラウドサービスを活用した効率化、販路開拓 (7) その他営業力強化推進事業として適当と認められる事業 (産業財産権の取得、大学等への委託による既存製品のエビデンス取得を含む)	謝金	専門家謝金			
			旅費	専門家旅費及び職員旅費			
			諸費	会場借料、出展小間料（小間装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料）、通信運搬費、雑務費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料、通訳料、資料購入費、ホームページ・ECサイト作成費、動画作成費、賃借料（シェアオフィス、貸しオフィス）、使用料（クラウドサービス利用費）			
			委託費	営業力強化推進事業の実施に必要な取組を委託する経費（営業代行、エビデンス取得、産業財産権の取得等）			
	4 人材養成・人材確保事業	(1) 計画の実施に必要な経営、技術に関する研修等であって構成員及びその後継者並びに従業員等を対象とするもの (2) 計画の実施に必要な人材を確保するために行う事業 (3) その他計画の実施に必要な人材養成・人材確保事業として適当と認められる事業	謝金	専門家謝金及び実習企業謝金			
			旅費	専門家旅費、職員旅費及び研修旅費			
			諸費	会場借料、出展小間料（小間装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料）、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、教材費、消耗品費、雑務費、原稿料、受講料、翻訳料、通訳料、広告宣伝費、ホームページ作成費、動画作成費			
			委託費	人材養成・人材確保事業の実施に必要な取組を委託する経費			
	5 海外販路開拓事業 (グローバル枠)	(1) 市場等の動向調査 海外見本市等の視察や経済ミッション団への参加等による海外市場の調査 (2) 展示会の開催又は見本市への参加 海外において行う販路開拓のための展示会への参加 (3) 販路開拓指導等 ア 専門コンサルタントの委嘱等により行う海外販路開拓に関する調査及び指導 イ 新商品等の海外販路開拓等のための広報活動 (4) 海外拠点の設置 現地法人や販売代理店の設立等による海外拠点の設置 (5) その他販路開拓事業として適当と認められる事業	謝金	専門家謝金			
			旅費	専門家旅費、職員旅費及び国内招聘旅費			
			諸費	会場借料、出展小間料（小間装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料）、通信運搬費、雑務費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料、通訳料、資料購入費、ホームページ・ECサイト作成費、動画作成費、賃借料（シェアオフィス、貸しオフィス）、使用料（クラウドサービス利用費）			
			委託費	海外市場の調査や現地法人の設立等に必要な取組を委託する経費			
賃上げ加算申請枠		計画の実行に伴い、事業期間内に賃上げを行う取組	—	申請する事業区分で補助対象経費となるもの	上限100万円		